

## 千葉県教育委員会告示第二号

千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第二十七条第一項の規定により、次に掲げる千葉県指定無形民俗文化財の指定を解除する。

平成三十年三月六日

平成30年3月6日(火曜日)

あわびをとる漁業 千倉東部加入区

その三

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 川口加入区

その四

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 忽戸加入区

その五

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 平館加入区

その六

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 千倉加入区

その七

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 白子瀬戸加入区

その八

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 江見加入区

その九

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 吉浦加入区

その十

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 太夫崎加入区

その十一

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 天面加入区

その十二

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 太海浜加入区

その十三

漁業種類及び加入区の名称

あわびをとる漁業 鴨川加入区

## 教 員 告 示

名 称	指 定 告 示	千葉県教育委員会教育長 内藤敏也
武西の六座念佛の称念	昭和三十九年千葉県教育委員会告示第五号	千葉県教育委員会教育長 内藤敏也
千葉県選挙管理委員会告示第三号		
公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示		
平成三十年三月六日		
千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 博		
公職選挙法令施行規程の一部を改正する告示		
公職選挙法令施行規程（昭和四十年千葉県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。		
別表第一 国保松戸市立病院の項を削り、同表医療法人社団葵会介護老人保健施設葵園・松戸の項の次に次のように加える。		
別表第一 医療法人社団透光会老人保健施設透光苑の項の次に次のように加える。		
松戸市立総合医療センター		
別表第一 医療法人社団透光会老人保健施設透光苑の項の次に次のように加える。		
松戸市千駄堀九九三番地の一		
別表第一 医療法人社団心和会成田リハビリテーション病院		
別表第一 医療法人社団心和会成田リハビリテーション病院		
成田市南三里塚一八番地一		
別表第二 社会福祉法人双樹会特別養護老人ホーム桃花苑の項の次に次のように加える。		
社会福祉法人煌徳会特別養護老人ホームいなげ一倫荘		
別表第二 特別養護老人ホーム和陽園（ユニット型）の項の次に次のように加える。		
株式会社太寿住宅型有料老人ホーム若葉の丘		
別表第二ユニット型特別養護老人ホームかもめの森の項の次に次のように加える。		
芙蓉商事株式会社介護付有料老人ホーム更津一番館		
別表第二ディアコート信合の項の次に次のように加える。		
社会福祉法人白寿会ユニット型特別養護老人ホームプレミア東松戸		